

大分大学医学部附属病院リハビリテーション部細則

平成21年3月25日制定

平成21年医学部附属病院細則第4-20号

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学医学部附属病院規程（平成16年医学部規程第1-22号）第10条第6項の規定により、大分大学医学部附属病院リハビリテーション部（以下「リハビリテーション部」という。）の組織及び業務等に関し必要な事項を定める。

(業務)

第2条 リハビリテーション部は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) リハビリテーション部の運営及び業務の企画に関すること。
- (2) 各診療科との調整に関すること。
- (3) その他リハビリテーション部に関すること。

(構成)

第3条 リハビリテーション部に、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) 部長
- (2) 副部長
- (3) その他病院長が必要と認める者

(部長)

第4条 部長は、病院長の命を受け、リハビリテーション部の業務を総括し、職員を指揮監督する。

(副部長)

第5条 副部長は、部長を補佐し、部長が欠けたとき、又は事故があるときは、その職務を代行する。

(運営会議)

第6条 リハビリテーション部の運営に関する事項を審議するため、リハビリテーション部運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。

2 運営会議は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 部長
- (2) 副部長
- (3) 医局長、病棟医長又は助教以上の医師 若干人
- (4) 看護部長
- (5) 2階新病棟の看護師長
- (6) 医療技術部リハビリテーション部門長
- (7) その他部長が必要と認める者

3 前項第3号及び第7号の委員は、病院長が指名する。

4 第2項第3号及び第7号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 運営会議に議長を置き、部長をもって充てる。

7 議長が欠けたとき、又は事故があるときは、あらかじめ議長が指名する委員がその職務を代行する。

8 運営会議は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

9 運営会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

10 議長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

11 運営会議の事務は、医学・病院事務部医事課において処理する。

(運営会議の特例)

第7条 前条第8項の規定にかかわらず、議長が、定例的若しくは軽易な事項又は緊急その他やむを得ない事由であると認める場合で、書面又は電子メールにより運営会議を開催する必要があると認めるときは、議事を開き、議決をすることができる。

2 前項の議事については、前条第9項の規定を準用する。この場合において「出席した委員」とあるのは当該議事に参加した者とする。

3 第1項の場合において、議長は、当該議事の結果について委員が出席して開催される次の運営会議において報告しなければならない。

(運営会議の代理出席)

第8条 委員が、事故等やむを得ない事由により運営会議に出席できないときは、あらかじめ議長の承認を得て、当該委員が指名した代理者を運営会議に出席させることができる。

(雑則)

第9条 この細則に定めるもののほか、リハビリテーション部に関し必要な事項は、病院長が別に定める。

附 則 (平成21年医学部附属病院細則第4-20号)

1 この細則は、平成21年3月25日から施行する。

2 この細則施行の前日に任命されている第5条第2項第3号及び第7号の委員は、この細則により選考されたものとみなし、その任期は、第5条第4項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 大分大学医学部附属病院リハビリテーション部規程(平成16年医学部規程第4-11号)は、廃止する。

附 則 (平成28年医学部附属病院細則第1-6号)

この細則は、平成29年1月1日から施行する。

附 則 (平成31年医学部附属病院細則第4-5号)

この細則は、平成31年4月23日から施行する。